

■保管場所(車庫)の要件について



登録書類作成・記入時 における注意点



消せるボールペン
使用禁止!



修正テープ・ペン
使用禁止!



スタッフ等による
加筆・修正禁止!

1.駐車場、車庫、空き地等
道路以外の場所であること。



3.自動車が通行できる
道路から、支障なく出入させ、かつ、
自動車の全体を収容できること。

2.使用の本拠の位置から
直線で2キロメートル以内
であること。

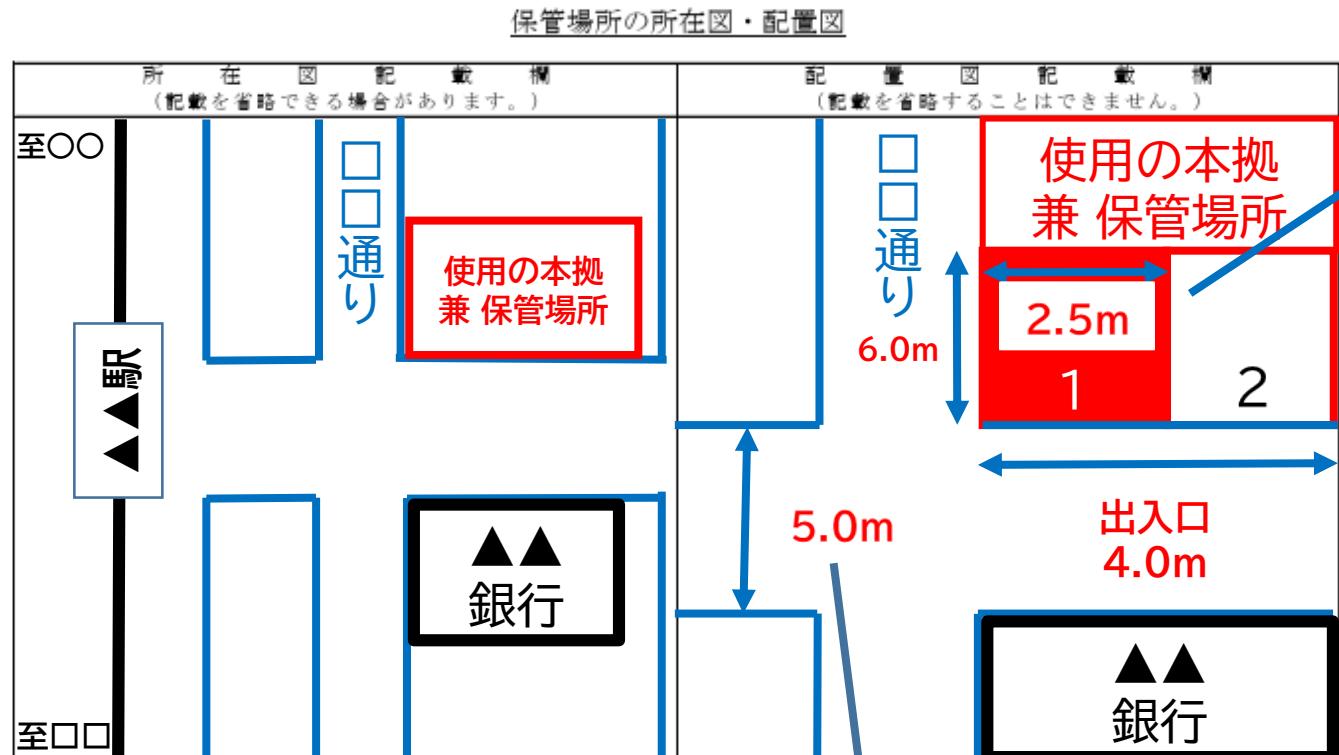
4.保管場所として使用できる
権原を有していること。

参考:警視庁 保管場所(車庫)の要件と使用権原書面

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/hokan/syako_syousai/youken.html

■ 保管場所(車庫)所在図・配置図について

【自宅・会社敷地内に駐車場がある場合】



2 所在図には、使用の本拠の位置（自宅、事業所等）と併記して下さい。
3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の面積等を
より記入してください。

4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、

道路の幅員
を記載して
ください

第1号)の備考1に該当するとき、又は備考4に該当するときは、「所在図」の記

1

周囲の建物を
記載してください

場所を明示して
奥行き、幅の寸法
を記載してください

所在地のPOINT

- 使用の本拠(自宅等)兼
保管場所(駐車場)と記入
 - 駅や銀行など目標となる建物を記載
 - 付近の道路を記載

配置図のPOINT

- 駐車場に面する道路の幅を記載
 - 出入口の寸法を記載
 - 敷地内に2台以上止められる
区画がある場合その区画も記載

※インターネット上の地図をダウンロード等して使用することは著作権侵害の可能性がある為、ご遠慮ください。

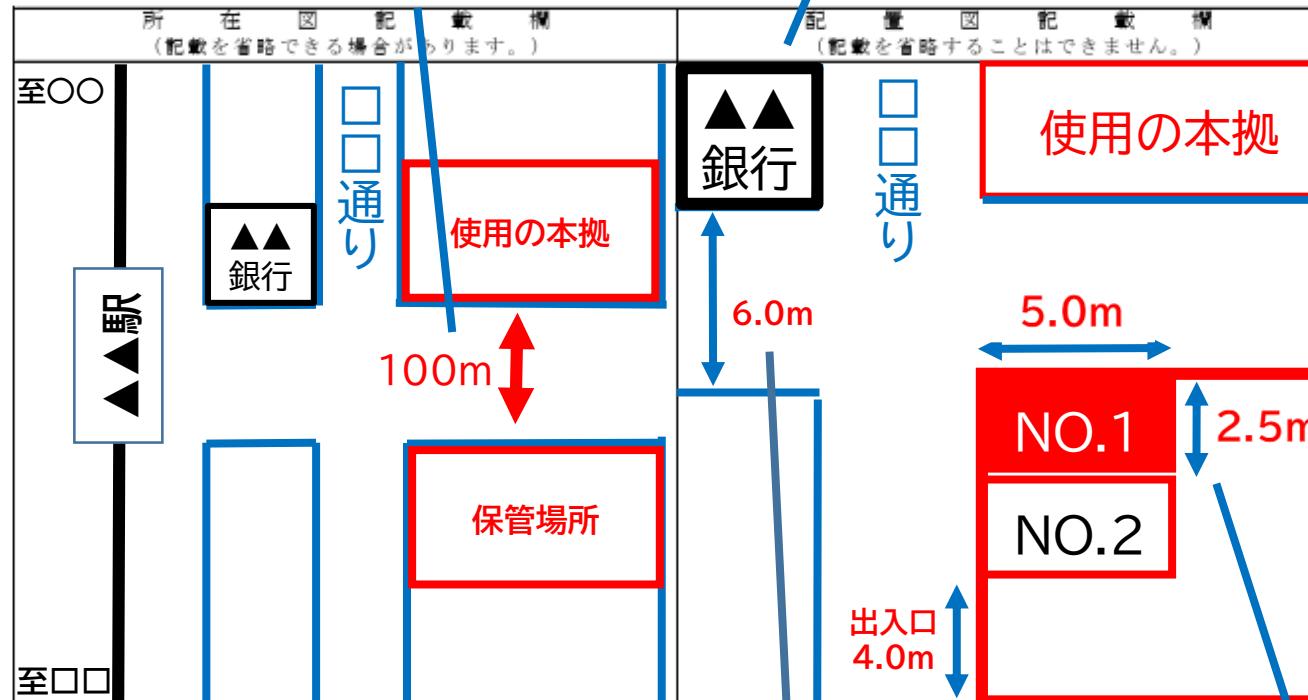
■保管場所(車庫)所在図・配置図について

【駐車場を借りている場合】

自宅 または 会社と保管場所(駐車場)を
直線距離で結び、距離を記載
距離は2キロメートル以内であること

保管場所の所在図・配置図

周囲の建物を
記載してください



注 1 保管場所証明申請の場合で同申請書(自動車の保管場所の場所を記載する規則別記様式第1号)の備考1に該当するとき、又は保管場所届出の場合で同届出書(自動車の保管場所の場所を記載する規則別記様式第2号)の備考4に該当するときは、この記入を省略することができます。

2 所在図には、使用の本拠の位置(自宅、事業所等)を記載してください。
3 配置図には、保管場所に接する道路の幅員、保管場所の奥行き、高さ等を記載してください。
4 配置図には、複数の自動車を保管する駐車場の場合は、各車の出入口寸法を記載してください。

道路の幅員
を記載して
ください

場所を明示して奥行き、幅の
寸法を記載してください
立体駐車場の場合は高さも
記載してください。

所在地のPOINT

- 使用の本拠(自宅等)と
保管場所(駐車場)を記入
- 駅や銀行など目標となる建物を記載
- 付近の道路を記載

配置図のPOINT

POINT

- 駐車場に面する道路の幅を記載
- 出入口の寸法を記載
- 駐車位置番号を記載
→駐車位置番号が無い場合は
番号が無い旨を記載

※インターネット上の地図をダウンロード等
して使用することは著作権侵害の可能性
がある為、ご遠慮ください。